

年金受給者の皆様へ

所得税の確定申告が不要になる場合があります!!

公的年金等を受給されている方の
確定申告に関するフローチャート

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下である

はい ↓

いいえ

公的年金等以外の所得金額（給与や個人年金など）
が20万円以下である

[参考]あなたの公的年金等以外の所得金額=

裏面の赤枠の金額を記載してください。

円

はい ↓

いいえ

源泉徴収税額がある

いいえ ↓

はい ↓

納める税金
がある

還付される税金
がある

はい ↓

はい ↓

税務署への
確定申告は不要です

ただし…

住民税の申告が必要になる場合があります（詳しくは、お住まいの市町村におたずねください）

税務署への
確定申告が必要です

申告書等の作成は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成できます！

www.nta.go.jp

国税庁

検索

※予定納税のある方は上記にかかわらず税務署へ申告してください。

～詳しくは、裏面をご覧ください～

税務署

年金受給者の皆様へ大切なお知らせです

次の①の方で②に該当する方は、所得税の確定申告（提出・納税）が不要です。

- ① 公的年金等の収入金額の合計額が、**400万円以下**
- ② 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が、**20万円以下**

ただし、所得税の還付を受けられる方や、確定申告書を提出することが要件とされている特例（株式等の損失の翌年以降への繰越しなど）を受けられる方は、確定申告書の提出が必要です。

※ 所得税の確定申告書を提出しない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。 住民税に関する詳しいことはお住まいの市町村におたずねください。

○ 「公的年金等に係る雑所得」以外の主な所得の計算例

所得の種類	所得の内容	所得金額の計算
A 給与所得	給与・賞与、パート収入など	$\begin{array}{ccc} \text{(給与等の収入金額)} & \text{(給与所得控除)} & \text{(所得金額)} \\ \boxed{} \text{円} - 65\text{万円} = \text{①} \boxed{} \text{円} \end{array}$ <p>※上の計算は給与等の収入金額が1,619,000円未満の場合の計算方法です。</p>
B 雑所得 (公的年金等以外)	個人年金など	$\begin{array}{ccc} \text{(年金の支払金額)} & \text{(掛金)} & \text{(所得金額)} \\ \boxed{} \text{円} - \boxed{} \text{円} = \text{②} \boxed{} \text{円} \end{array}$ <p>※保険会社等から送られる「支払年金等のお知らせ」等を参照してください。</p>
C 配当所得	株式の配当など	$\text{③} \boxed{} \text{円}$
D 一時所得	生命保険の満期返戻金など	$\left(\boxed{} \text{円} - \boxed{} \text{円} - 50\text{万円} \right) \times 1/2 = \text{④} \boxed{} \text{円}$ <p>※保険会社等から送られる「お支払のお知らせ」等を参照してください。</p>
E あなたの公的年金等以外の所得金額		<p>「①から④までの合計金額」 + 「AからD以外の所得（営業・農業・不動産・株譲渡など）」</p> <p>【表面】の赤字に転記してください。 $\boxed{}$ 円 この金額が20万円超の場合は申告が必要です。</p>

◆確定申告に関する情報（上記以外の所得に関する情報を含む。）については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）にも掲載しておりますので、ご覧ください。

◆ご不明な点等がある場合は、最寄りの税務署におたずねください。